

令和 7 年度分事業評価の報告

1. 成果指標

No.	基本目標	指標	内容	現状値 (策定時)	目標	結果	評価	事業及び取組みの実施状況 (R7. 4からR8. 3までの実績)	課題や今後の取組み	担当当課
1	基本目標 1 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる	「ずっと元気！いきいき介護予防教室」の男性参加人数	介護予防教室の男性参加者人数（年間あたり）の状況から、介護予防教室の充実度を判断します。	458人	600人 (各年度)	R6 664人 R7 742人	A	男性が参加しやすいような内容にしたり、参加を呼び掛けた。	男性の参加を促進するための内容を引き続き検討する。	高齢者支援課
2		住民主体の通いの場（通所型サービスB）の設置状況	住民主体の通いの場（通所型サービスB）の設置状況から、通いの場の充実度を判断します（日常生活圏域に1団体以上設置）。	7圏域	9圏域	R6 8圏域 R7 8圏域	B	令和7年度に1圏域立ち上げた。	令和8年度に1圏域立ち上げる予定であり、これで全圏域に立ち上がる（見込み）。 運営維持には地域包括支援センターとの協力が不可欠であり、担い手のボランティアの確保が課題です。	高齢者支援課
3		通いの場においてフレイル予防の普及啓発をした人数	通いの場にてフレイルチェックを行い、フレイル予防について普及啓発した人数を把握します。	新規	200人 (各年度)	R6 197人 R7 232人	A	通いの場にて運動や口腔ケアのフレイル予防の講座を実施した。	未実施のサロンへの周知をすすめる。	高齢者支援課
4		通いの場の参加により心身・認知機能を維持・改善した者の割合	通いの場にて基本チェックリストを定期的に行い、通いの場に参加する者の心身・認知機能が維持・改善されているかを判断します。	新規	50% (各年度)	R6 データ無 R7 64%	A	通いの場にて体力測定やアンケートを実施し、前年度との比較を行った。	参加者の状態を継続的に把握したいが、前年度の参加者が通いの場に参加しなくなる場合がある。	高齢者支援課
5	基本目標 2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合	認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合から、認知症支援体制の充実度を判断します。	23.70%	40% (R8までに)	24.4 % 入間市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査（R8. 1～2月実施）	B	市ホームページでの掲載、パンフレット・チラシの設置、ウェットティッシュの配布をして普及啓発を行った。	認知症に関する相談窓口を知ってもらえるよう、引き続き普及啓発に努める。	高齢者支援課
6		認知症サポーター養成講座の累計受講者数	認知症サポーター養成講座受講者数から、認知症支援体制の充実度を判断します。	12,849人 (R5年9月現在)	累計受講者数 15,000人 (R8までに)	累計16,363人 ※受講者数 R6 1,180人 R7 1,509人	A	地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座を開催した。	引き続き認知症サポーター養成講座を開催する。市内小中学校で認知症サポーター養成講座が開催できるよう、学校長へ依頼する。	高齢者支援課
7	基本目標 3 市民が市民を支えるまちをつくる	「見守りボランティア」の登録者数	支援を必要とする高齢者を見守る「見守りボランティア」の登録者数から見守りボランティア活動の充実度を判断します。	49人 (R5年9月現在)	70人 (R8までに)	R6 57人 R7 59人	B	見守りボランティア事業の周知や関係機関との連携を通じて、登録者数の確保に取り組んだ。 また、登録者の活動状況や継続状況を把握し、必要に応じた支援や調整を行った。	見守りボランティア事業の周知を強化し、新規登録者の確保に取り組む。	高齢者支援課
8		入間市高齢者等見守りネットワーク（元気でいるネ！ット）協力団体・事業所の登録数	協力団体・事業所の登録数から、入間市高齢者等見守りネットワーク（元気でいるネ！ット）の充実度を判断します。	85団体	100団体 (R8までに)	R6 84団体 R7 87団体	C	5団体の登録及び2団体の解除があり、昨年度より3団体増となった。	市内事業所などへの事業の周知を強化し、協力していただける団体・事業所の拡充を図る。	高齢者支援課

評価について

A: 計画通り事業を実施できた →80%以上～100%

B: ほぼ計画通り事業を実施できた →50%以上、80%未満

C: あまり計画通り事業を実施できなかった →1%以上、50%未満

D: 事業を実施できなかった →0%

E: 事業廃止 →0%

2. 各種施策の具体的な取組みの評価（令和7年度分）

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
1	基本目標1 高齢者が健康で いきいきと暮ら せるまちをつく る	(1)自立支援、介 護予防・フレイル 予防・重度化 防止、健康づく りの充実・推進	①介護予防・フレイル 予防の普及啓発	高齢者が可能な限り自立した日常生活を送れるよう にするため、介護予防・フレイル予防についての 普及啓発を行います。また、すべての高齢者を対象 に、一般介護予防・フレイル予防事業を実施しま す。	○介護予防に関する知識又は情報を記載したパン フレットの配布・インターネットでの掲載により 周知します。	介護予防に関するパンフレットの配架・配布、ホームページへの掲載を 行った。	A	SNSによる周知も検討する。	高齢者支援課
2					○介護予防のために、運動、口腔、認知症、低栄 養、閉じこもり、うつ等に係る介護予防教室を開 催します。	体力脳力アップ教室 3コース 参加者88人 脳げんき教室 3コース 参加者64人 大人の脳活教室 2コース 参加者47人 歯っぴーかむかむ教室 1コース 参加者33人 いきいき介護予防教室 79回 参加者延べ1603人（地域包括支援セン ター主催）	A	事業内容が固定化されていたので、内容を刷新し、新しい取組 みを進める。	高齢者支援課
3					○高齢者のフレイルを予防するため、フレイル チェックなどの取組を、住民主体の通いの場など と連携して実施します。	通いの場にてフレイル予防講座及びアンケート「高齢者の質問票」を実施 した。18回 232人	A	未実施のサロンへの周知を進める。	高齢者支援課
4					○閉じこもりなど通いの場に参加していない方へ のアプローチを実施し、介護予防活動への参加を 促します。	地域包括支援センターの地域活動により把握した対象者へ介護予防事業の 参加を勧めた。	B	対象者の定量的な把握が難しい。	高齢者支援課
5			②介護予防・日常生 活支援総合事業の推 進及び評価	住民主体による多様なサービス、一般介護予防事業 の充実、リハビリに向けた事業・サービスを実施し ます。また、実施状況から事業の見直しを行いま す。	○旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当 するサービスを実施します。	旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスを実施した。 令和7年度に通所型サービス4事業所を指定した。 令和8年4月1日現在の指定状況 通所型サービス 20事業所 訪問型サービス 26事業所	B	介護事業所等との連携を強化する。	高齢者支援課
6					○多様なサービスとして、住民主体による訪問・ 通所型サービスBを実施します。	訪問型サービスB 2団体 計369回実施 通所型サービスB 8団体 計319回実施	A	通所型サービスCを1圏域立ち上げる予定。	高齢者支援課
7					○介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事 業等の実施状況を定量的に把握し、効果の評価及 び課題の分析を行い、介護予防・日常生活支援総 合事業の見直しを行います。	一般介護予防事業の報告から効果検証をまとめた。また、通いの場にてフ レイル予防チェックを行い、活動継続による心身機能の維持・向上率を確認 した。	C	効果検証の分析方法を研究する。	高齢者支援課
8					○リハビリテーション専門職を活用し、介護予防 や自立支援の助言や支援を実施します。	ボランティア養成講座にて理学療法士による運動指導を行った。 理学療法士によるフレイル予防体操 5回 参加者68人 高齢者の通いの場等へ専門職を派遣し、健康教室を実施。 歯科衛生士による口腔ケア 5回 参加者55人	A	未実施の通いの場への周知を進める。	高齢者支援課
9			③自立支援、介護予 防・重度化防止の取 り組み機能の強化	高齢者の自立や介護予防のため日常生活の活動を 高め、高齢者の活躍の場づくり、居場所づくり、通 いの場づくりに取り組みます。また、ボランティ ア・市民活動や就労的活動による高齢者の社会参加 を促します。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、保 健事業による疾病予防・重度化防止、保険者機能強 化推進交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化 防止に取り組みます。	○ボランティア・市民活動団体との連携や地域資 源を活用することにより、介護予防事業及び住民 主体による多様な通いの場の充実を推進します。	ボランティア団体研修にて活動紹介をおこない、団体間での情報共有と活 動内容の充実を図った。	A	新規ボランティアの獲得が課題となっている。	高齢者支援課
10					○社会参加による介護予防を図るために、ボラン ティアの育成を行います。	宮寺・二本木地区にて通所型サービスBを立ち上げた。	A	新規ボランティアの獲得のため、随時募集を行なう。また、令 和8年度は藤沢地区にてボランティア養成講座を実施予定であ る。	高齢者支援課
11					○介護予防・重度化防止の取り組みを強化するた めに、地域ケア会議、住民主体による通いの場等 へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し ます。	地域ケア会議にて専門職から助言をもらった。 地域ケア会議 44回開催 内訳：個別地域ケア会議 25回 圏域別地域ケア会議 10回 自立支援型地域ケア会議 9回 通いの場等にて専門職がフレイル予防講座を実施した。 フレイル予防講座 10回開催 参加者123人	A	未実施の通いの場への周知を進める。	高齢者支援課
12					○現役世代の生活習慣病対策の保健事業から高齢 期の介護予防まで切れ目ない支援ができるよう、 関係部署と連携して、高齢者の保健事業と介護予 防の一体的な取り組みを行います。	理学療法士や歯科衛生士による健康講座を実施した。 今年度、初の試みとして、歯っぴーかむかむ教室に参加した方を対象に健 康講座を実施し、それぞれに応じた指導を行った。 理学療法士 5回 歯科衛生士 5回 （高齢者支援課） 関係各課と連携し通いの場や地域での健康教育の際に高齢者の質問票の チェック及びフレイル予防の知識の普及啓発を実施した。 実施回数 49回 参加人数 798人（75歳未満217人/75歳以上581人）（国保医療課）	A(高齢者支援課) B(国保医療課)	健康講座による普及啓発を継続して行うとともに個人の健康状 態に応じたフレイル予防も併せて実施する。（高齢者支援課） フレイル予防に対する知識の周知、啓発を行いながら相談でき る場や地域包括支援センターの紹介等を行うことができた。現 役世代からの切れ目のない支援については、取組内容を増やし ていく必要がある。（国保医療課）	高齢者支援課 国保医療課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	担当当課
13	基本目標 1 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちをつくる	(1)自立支援、介護予防・フレイル予防・重度化防止、健康づくりの充実・推進	④地域で支える健康づくりの推進	高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるよう、多様なサービスの活用を取り入れながら、地域が主体となった健康づくりを推進します。また、公的機関や健康づくりに関する団体、企業などとの協働及び地域資源の活用に努めます。	○健康推進クラブ連合会等地域での健康づくりの取組みを支援し、地域ぐるみでの健康づくりを推進していきます。	入間市健康推進クラブ連合会で主催するグラウンドゴルフ大会（2回）、ゲートボール大会（3回）、ボッチャ大会（1回）の開催会場の確保及び大会運営の支援を行った。（高齢者支援課） 健康推進クラブにおける健康づくり関連の講師派遣を行った。 開催回数 2回 参加者数 34人（地域保健課）	A(高齢者支援課) B(地域保健課)	引き続き、大会運営の支援を行っていく。（高齢者支援課） 取組みを継続する。（地域保健課）	高齢者支援課 地域保健課
14					○スポーツ推進課及び地域保健課、地区センターと連携して健康づくりに関する事業を推進します。	ボランティア団体研修を地域保健課と協働で実施した。 開催回数 2回 参加者延べ 113人 R7年度は睡眠講座及び団体活動について紹介した。（高齢者支援課） 実施なし。（スポーツ推進課） 地区ごとの特性を活かしたスポーツイベントと、保健福祉分野との連携による予防的アプローチを組み合わせることで、幅広い世代・層の健康づくりを継続的に推進することができた。（公民館/社会教育課） スポーツ推進課・地域保健課・高齢者支援課における事業の紹介を年2回行った。（地域保健課）	B(高齢者支援課) E(スポーツ推進課) A(公民館/社会教育課) A(地域保健課)	ボランティア団体へ健康づくりの講座を地域保健課と実施した。また、地域保健課とスポーツ推進課の事業に関する情報共有を行っており、地域保健課による紹介に協力した。今後も引き続き他の課と連携を図っていく。（高齢者支援課） 職員少数での対応が困難であり、一部地区で負担が重くなっている。実施体制の見直しと集客の工夫が必要である。（公民館/社会教育課） 取組みを継続する。（地域保健課）	高齢者支援課 スポーツ推進課 社会教育課 地域保健課
15					○地域資源の活用や民間企業と協働して健康づくりに関する事業を推進します。	連携企業による健康講座・通いの場を実施した。 協力事業者：ヤクルト、明治安田生命、ドリー夢、ウエルシア薬局、コープみらい、ラヴィーレ入間 参加者延べ1014人（高齢者支援課） 令和7年度に入間市スポーツ・レクリエーションフェアを実施した。 協力事業者：アイル・オーエンスグループ㈱、明治安田、ベアーズ 実施回数 1回 参加人数延べ 1203名（前年度比-297）（スポーツ推進課） 地域資源の活用および民間との協働を通じ、住民の健康増進および地域コミュニティの活性化を図るための取組みを実施した。（公民館/社会教育課） 各地区センターで、事業を実施した。 募集人数 640人 参加人数 699人 実施回数 14回 （社会教育課）	A(高齢者支援課) A(スポーツ推進課) A(公民館/社会教育課) A(社会教育課)	引き続き健康講座を実施する。また、新たな連携事業があれば検討する。（高齢者支援課） 明治安田による血液年齢チェックの実施など、健康状態の測定を行い、高齢者にとって関心のあるブースを展開することができた。そのため来年度も引き続き同様のブースを展開することが望ましい。（スポーツ推進課） 民間企業と連携し、地域ニーズに合わせた魅力的なテーマを企画し、充実させる。 協力体制を整え、無理なく長く続けられる運営体制の構築が必要である。（公民館/社会教育課） 目標を達成していることから、引き続き、民間団体と協力して健康づくりに関する事業を実施する。（社会教育課）	高齢者支援課 スポーツ推進課 社会教育課
16					○個人ではなく集団に対して働きかける取り組みとして、通いの場等に保健師等の専門職が出向き、健康相談や健康教育を行います。	高齢者の通いの場等で健康運動指導士がフレイル予防講座を実施した。 開催回数 8回 参加者延べ 109人（高齢者支援課） 高齢者の通いの場等で専門職が健康教育を行った。 開催回数 34回 参加者数 662人※下の項目と重複あり 地域保健課では31件、延べ705名に講師派遣を行った。また「みんなで健康マイスター事業」を年2回計27名、講演会などで計176名に対し「みんなで健康マイスター講座」を行った。（地域保健課）	B(高齢者支援課) B(地域保健課)	今後も高齢者の通いの場にてフレイル予防講座を実施していく。（高齢者支援課） 取組みを継続する。（地域保健課）	高齢者支援課 地域保健課
17					○通いの場等において、フレイル予防をはじめとする高齢者の健康づくりに関する栄養、口腔等の健康教室を行います。	通いの場において、フレイル予防に関する講座を実施した。 開催回数 18回 参加者数 232人（高齢者支援課） 通所Bや地域のサロン活動にて講師派遣依頼をいただき、フレイル・低栄養・オーラルフレイルについて講話や実践的な指導を行った。 開催回数 27回 参加者数 568人（地域保健課）	A(地域保健課) A(高齢者支援課)	今後も依頼内容のテーマに沿って、フレイル予防・高齢者の健康づくりに関する内容を講話や配布物で啓発していく。（地域保健課） 引き続き、フレイル予防の啓発を進められるよう、未実施の団体へもアプローチする。（高齢者支援課）	高齢者支援課 地域保健課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
18	基本目標 1 高齢者が健康で いきいきと暮ら せるまちをつく る	(2)生きがいづく りの推進	①生涯学習の推進	高齢者がいきいきとした生活を送るために、地域活動などに参加しやすい環境づくりや学習機会、サークル情報の提供などを支援します。	○地区センターで実施される高齢者向けの事業を支援します。	各地区センターで実施している高齢者のサロンや通いの場の運営支援、講座の協力を行った。（高齢者支援課） 各地区センターで、高齢者向けの事業を実施した。 募集人数 1,958人 参加人数 1,974人 実施回数 46回（社会教育課）	A(高齢者支援課) A(社会教育課)	高齢者の通いの場の支援は今後も継続する。（高齢者支援課） 引き続き、高齢者に関する事業を実施する。（社会教育課）	高齢者支援課 社会教育課
19					○埼玉未来大学の情報提供など、高齢者の学びの機会の充実に努めます。	埼玉未来大学及び埼玉県と県内大学の協力による開放授業講座のパンフレットを窓口を設置した。（高齢者支援課） 学びの機会を充実させるために、以下のとおり実施した。 いるま生涯学習出前講座 36件 生涯学習ガイドブック 2回/年 いるま学びの場 1回/年 学びの場HPアクセス数 7,662件（社会教育課）	A(高齢者支援課) B(社会教育課)	引き続き窓口でのパンフレット設置し、地域の方々が学びの機会を身近に感じられるよう、分かりやすい情報提供を継続していく。取組みを継続する。（高齢者支援課） 情報機器を使用しない市民に情報が届きにくいおそれがあるため、紙媒体による情報発信を継続するなど対象に合わせた情報提供を進める。 また、インターネット、SNS、刊行物等の使い分けと各媒体の連携方法を整理し、多様な市民ニーズに対応した情報発信の充実を図る。（社会教育課）	高齢者支援課 社会教育課
20			②サロン活動の支援	サロン活動を行う高齢者を社会福祉協議会と協力して支援します。	○市民が独自に立ち上げた茶話会などのサロン活動を支援します。	高齢者支援課が立ち上げ支援をしたサロン活動へ介護予防グッズの貸出を行う。（傷害保険適応、施設予約の支援等）	A	新たな団体の要望が少ないことが課題である。	高齢者支援課
21			③健康推進クラブ活動の支援	高齢者の生きがいや健康づくりのために活動している団体「健康推進クラブ」の活動を支援します。	○健康推進クラブ連合会及び各地区単位健康推進クラブに対して補助金を交付します。	健康推進クラブ連合会及び単位健康推進クラブに補助金を交付した。 交付団体数：連合会1団体、単位クラブ50団体	A	引き続き補助金を交付し、健康推進クラブ連合会及び健康推進クラブの活動の支援を行う。	高齢者支援課
22					○健康推進クラブや健康推進クラブ連合会が開催する事業を支援します。	役員の高齢化により事業運営に支障が生じる場面にに対し、市が運営補助として参画することで、事業の継続と安定的な運営を確保した。	A	運営支援は、役員の高齢化に伴う事業継続には寄与したものの、行政への依存を強め、団体自らの運営能力を低下させる要因となっている。	高齢者支援課
23					○健康推進クラブの会員の増員・充実に向けた活動を支援します。	令和7年9月の民生委員児童委員会議に参加し健康推進クラブの会員募集の周知を行った。	A	引き続き健康推進クラブの会員の増員に向けた周知を実施していく。	高齢者支援課
24					○健康推進クラブと民間企業がタイアップして行う事業を支援します。	生命保険会社および乳酸菌飲料メーカーとの協賛により、ウォーキング事業を健康推進クラブ連合会主催で実施した。参加対象を会員のみならず60歳以上の市民へ拡大することで、クラブ全体の活性化だけでなく、地域住民の健康増進に寄与した。 実施回数 3回 参加人数 1323人	A	クラブ会員だけでなく市内の高齢者に向けて広くイベントの周知を行い高齢者の健康増進と社会的交流の場を増やしていく。	高齢者支援課
25					○健康推進クラブ連合会等の各種事業の情報を収集し、「広報いるま」や「入間市健康推進クラブ連合会だより」などで発信します。	入間市健康推進クラブ連合会の会報誌『健康に茶れんじ』を年2回発行し、事業報告や活動周知等の情報発信をした。	A	引き続き情報発信に取り組んでいく。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
26	基本目標 1 高齢者が健康で いきいきと暮ら せるまちをつく る	(3)社会参加の促 進	①高齢者のボラン ティア・市民活動団 体への参加促進	元気な高齢者が個々の能力や特技などを活かすた めのボランティア・市民活動団体を支援します。また、ボランティア活動等を希望する高齢者に情報を 提供し、活動の活発化を促進します。	○ボランティア養成講座を実施し、ボランティア への関心を広めるとともに、リーダー的人材の養 成に努めます。	宮寺・二本木地区にてボランティア養成講座の修了者と話し合いを進め、 通所型サービスBを立ち上げた。	A	新規ボランティアの獲得が課題となっている。 藤沢地区にてボランティア養成講座を実施する。	高齢者支援課
27					○ボランティア・市民活動団体と高齢者をつなぐ 情報を発信します。	ボランティア・市民活動団体に関する情報を収集・整理し、広報誌や窓 口、関係機関を通じて高齢者への情報発信を行った。 また、相談対応等を通じて活動紹介を行い、参加希望者と団体とのマッ チング支援に取組んだ。	A	ボランティア・市民活動団体の情報を見える化し、高齢者に分 かりやすい形での情報発信を強化する。 また、関係機関や生活支援コーディネーターと連携し、個別 ニーズに応じたマッチング支援を充実させる。	高齢者支援課
28			②就労の支援	働く意欲がある高齢者に就労の場を提供します。	○シルバー人材センターの活動を支援します。	入間市シルバー人材センターの安定的な運営を確保するため、事業運営費 の一部を補助し、地域における就業機会の確保を後押しした。	A	取組みを継続する。	高齢者支援課
29					○市主催就職セミナー、就職面接会、企業説明会 を実施します。	【就職支援セミナーについて】 ・開催回数 計11回 ・参加人数 計272人 【就職面接会、企業説明会について】 ・開催回数 計4回 ・参加人数 計373人	A	働く意欲がある高齢者に就労の場を提供するため、今後も事業 を実施していく。	商工観光課
30	基本目標 1 高齢者が健康で いきいきと暮ら せるまちをつく る	(4)市独自の取り 組み	①敬老事業	敬老祝金等支給事業を実施するとともに、各自治 会や高齢者施設で開催される敬老会を社会福祉協議 会と協力して支援します。	○市役所本庁舎内のふるさとハローワークを活用 し、就労を支援します。	【ふるさとハローワークについて】 ・日 程 月曜日から金曜日（年末・年始及び祝日を除く） ・時 間 午前10時～午後5時 ・活用方法 働く意欲がある高齢者から就労の希望を受けた際はふるさ とハローワークを案内	A	働く意欲がある高齢者に就労の場を提供するため、今後も案内 していく。	商工観光課
31					○敬老祝金等支給事業として、77歳、88歳、 99歳の方に敬老祝金等をお渡します。	以下のとおり敬老祝金等を贈呈した。 77歳（敬老祝品） 2,370人 88歳（5,000円） 73人 99歳（10,000円） 54人	A	令和8年4月1日付で事業を廃止した。 敬老祝金等支給事業は廃止となったが、敬老の趣旨を尊重し、 新たな取組みを行うことを検討している。	高齢者支援課
32					○100歳の方に祝状を贈呈します。	45人に祝状を贈呈した。	A	取組みを継続する。	高齢者支援課
33					○敬老会の開催を支援します。	従来、自治会に77歳以上の住民の名簿を貸し出していたが、個人情報保護 法の改正によりできなくなったため、実績なし。	E	敬老会への支援は廃止または縮小する方向で検討する。	高齢者支援課
34	基本目標 1 高齢者が健康で いきいきと暮ら せるまちをつく る	(4)市独自の取り 組み	②移動手段の確保	高齢者に配慮した移動手段を提供します。	○「ていワゴン」では、自由降車区間を設定し ています。	入間市コミュニティバス「ていワゴン」について、自由降車区間を設定 し運行した。	A	利用者からは自由降車区間において「バス停留所より自宅に近い 場所にて降車できて便利」との声をいただいている。引き続 き、ていワゴンについて自由降車区間を設定して運行してい く。	都市計画課
35					○「コミュニティバス」では、高齢者向け（70 歳以上）の特別乗車証を希望者に交付します。	令和7年度交付件数 901件	A	引き続き入間市在住の70歳以上の高齢者向けの特別乗車証につ いて、希望者に交付していく。	都市計画課
36					○新たな交通手段として「デマンド交通」の導入 を検討します。また、「デマンド交通」を活用し た高齢者の外出促進に関する取組みを検討しま す。	令和7年7月9日に開催した第25回入間市地域公共交通協議会において、令和 6年度に行った利用実態調査等の報告を行い、宮寺・二本木地区へのデマン ド交通導入の検討を開始することについて承認いただいた。 （都市計画課） 「デマンド交通」を活用した事業は実施無し。 （高齢者支援課）	B(都市計画課) E(高齢者支援課)	対象区域のデマンド交通の導入について、実証運行計画を作成 し、検討を行う。（都市計画課） 高齢者支援課が実施する高齢者の外出機会の創出に向けた取組 みについては、交通施策とは切り分けて検討し、高齢者の外出 促進を図るため、健康ポイント事業を実施する。（高齢者支援 課）	都市計画課 高齢者支援課
37					○地域ケア会議や協議体の中で、高齢者のニーズ に沿った移動手段について検討します。	令和7年7月9日に開催した第25回入間市地域公共交通協議会において、入間 市コミュニティバス全路線に対し、再編の検討を開始することについて承 認いただいた。（都市計画課） 地域ケア会議および第2層協議体において、高齢者の移動に関する課題につ いて情報共有を行い、買い物等の日常生活に必要な移動手段、買い物支援 等について検討を行った。 また、関係機関や地域団体と連携し、既存の移動支援サービスや地域資源 の把握に努めた。（高齢者支援課）	B(都市計画課) B(高齢者支援課)	効果的、効率的な公共交通サービスを検討するため、現状のコ ミュニティバスにおける利用状況や利用者の意見、地域住民の 移動実態や公共交通に対する意識を把握し、現状と課題を整理 することが必要である。（都市計画課） 地域ケア会議や協議体を活用し、高齢者の移動ニーズの把握を 継続するとともに、地域特性に応じた移動支援のあり方につ いて検討を進める。（高齢者支援課）	都市計画課 高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	担当当課
38	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(1)在宅で暮らし続けるための重層的・包括的な支援	①地域包括支援センターの運営・評価	高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点として、日常生活圏域ごとの市内9圏域に地域包括支援センターを設置しました。また、より効果的かつ効率的に運営を行うため、市は各圏域の地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行います。 高齢者やその家族、近隣の住民等の相談窓口である地域包括支援センターの業務の評価を行います。	○市は、市内9圏域の地域包括支援センターの総合調整・後方支援を行います。	毎月、地域包括支援センター代表者会議を実施し、情報共有及び課題整理を行った。	A	引き続き定例会議を実施し、支援する。	高齢者支援課
39					○地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を把握します。	地域包括支援センター職員及び委託法人とのヒアリングを実施し、各地域包括支援センターの業務状況について把握、課題等を確認した。	A	年々業務量が増加し、地域包括支援センター職員も欠員が生じており、業務改善等が必要。ヒアリングにより課題はあげられるが、根本解決が見つからない状態。介護保険課との調整も必要である。	高齢者支援課
40					○地域包括支援センター運営協議会と連携して評価・点検を実施し、より良い運営・活動に向けた取組みを行います。	地域包括支援センター運営協議会を年3回実施 運営方針の検討や包括事業評価、事業計画等の報告を行い、より良い運営について議論をした。	A	国のガイドラインや先進事例などを踏まえ、運営方針を決定していく。	高齢者支援課
41			②地域包括支援センターの利便性の向上	地域包括支援センターの周知及び相談体制の充実に努めます。	○地域包括支援センターの知名度を上げ相談につながるよう、パンフレットやインターネットによる普及啓発を行います。	パンフレットの配架、配布、イベント時における周知、ホームページへの掲載、地域包括支援センターによるSNS発信を行った。（高齢者支援課）	A(高齢者支援課)	引き続き周知を進める。各包括もSNSによる情報発信を更に取り組む。（高齢者支援課）	高齢者支援課
42					○地域包括支援センターと地区センターの連携を図ります。	地区センターと地域包括支援センターで事業協力を実施した。また、東藤沢包括の移転に関する調整を行った。（高齢者支援課） 地区センター整備計画等の方針に基づき、東藤沢地区センター内へ東藤沢地域包括支援センターを移転するための工事に係る設計を行った。（公共施設マネジメント推進課）	A(高齢者支援課) A(公共施設マネジメント推進課)	東藤沢地区センターの改修工事及び黒須地区センターの建替により、地域包括支援センターの複合化を進め、連携強化を図る。（公共施設マネジメント推進課・高齢者支援課）	高齢者支援課 公共施設マネジメント推進課
43			③地域ケア会議の推進	地域包括支援センター等が「地域ケア会議」を主催し、専門職や地域の多様な関係者が協働することにより、重層的支援の視点を取り入れつつ、高齢者個人に対する支援やケアマネジメント支援を行います。 「地域ケア会議」により個別ケースの検討や圏域における地域課題の検討を行い、共有された地域課題を第1層協議体に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向け高齢者を支える社会基盤の整備を進めていきます。	○市内9圏域の地域包括支援センターにおいて「地域ケア会議」を開催し、地域の課題を把握します。	地域ケア個別会議を25回、圏域別会議を10回開催した。	B	1地域包括支援センターにつき、3回以上の個別会議、1回以上の圏域別会議を開催できるよう支援する。	高齢者支援課
44					○市及び各圏域の地域包括支援センターにおいて「自立支援型地域ケア会議」を開催し、高齢者の自立した日常生活が可能となるような支援方法を検討します。	アドバイザー連絡会を9回開催し、対象者や会議の運営を見直した。	A	取組みを継続する。	高齢者支援課
45			④生活支援サービスの基盤整備の推進	高齢者の自立した生活を支えるための地域社会の基盤整備の構築などを行う生活支援コーディネーターや協議体により、生活支援サービスの基盤整備を進めていきます。	○生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク構築を進めます。	生活支援コーディネーター等と連携し、生活支援の担い手の養成・発掘に向けた取組みを行うとともに、地域の既存資源の把握・整理に努めた。また、関係団体や地域住民との連携を図り、情報共有や意見交換の機会を通じてネットワークの構築を進めた。	B	生活支援コーディネーターと連携し、担い手養成の機会を充実させるとともに、新規参加者の掘り起こしを強化する。また、地域資源の見える化を進め、具体的な活動やサービスとして活用できる仕組みづくりを行う。さらに、関係機関・団体との役割分担を明確にし、実効性のあるネットワークの構築を進める。	高齢者支援課
46					○市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターや日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーター及び協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援サービスの基盤整備を進めます。	第1層及び第2層生活支援コーディネーターと連携し、定期的な打合せや情報共有を通じて、市全域および日常生活圏域ごとの課題把握に努めた。また、協議体等の場を活用し、地域資源の状況や生活支援ニーズについて共有を図るとともに、生活支援サービスの体制整備に向けた調整を行った。その結果、一部地域において資源の活用促進や関係者間の連携強化につなげることができた。	B	第1層・第2層生活支援コーディネーターの役割を整理し、それぞれの強みを活かした連携体制の強化を図る。また、協議体等において課題ごとのテーマ設定を行い、具体的な生活支援サービスの創出や既存資源の活用促進に向けた実践的な調整を行う。さらに、圏域ごとの取組状況を可視化し、市全体として効果的な体制整備につなげる。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
47	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(1)在宅で暮らし続けるための重層的・包括的な支援	⑤生活支援サービスの充実	高齢者が地域の中で自立した生活を送れるように、生活支援サービスの充実を図ります。	○高齢者が地域で暮らしやすい社会を実現するため、生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者自身やNPO、ボランティア・市民活動団体、社会福祉法人、民間企業等による多様な生活支援サービスの構築を進めます。	生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者自身やNPO、ボランティア団体、社会福祉法人、民間企業等、多様な主体との連携を図った。また、協議体において地域ニーズや既存資源の共有を行うとともに、新たな生活支援サービスの検討を進めた。その結果、一部において既存サービスの活用促進や新たな取組みの検討につなげることができた。	B	生活支援コーディネーターや協議体を活用し、多様な主体の役割を明確化するとともに、具体的な生活支援サービスの創出に向けた調整を進める。また、地域ニーズに応じたテーマ設定を行い、実践につながる検討を行うことで、新たなサービスの立ち上げや既存資源の活用促進を図る。	高齢者支援課
48					○医療・介護・地域情報検索システムを活用し、インフォーマルサービス情報や、介護事業所・医療機関等の情報提供を行います。	けあプロNaviを活用し、インフォーマルサービスや介護事業所、医療機関等の情報収集・整理を行った。また、窓口対応や関係機関との連携の中で当該システムを活用し、利用者の状況に応じた情報提供を行った。	B	システムの活用促進に向け、掲載情報の充実および定期的な更新を行う。また、関係機関と連携し、インフォーマルサービスの情報収集・登録を強化する。さらに、職員への周知や活用方法の共有を行い、相談支援における活用の定着を図る。	高齢者支援課
49					○支援が必要な高齢者が地域で安心して生活ができるよう、見守りボランティア事業の推進を図ります。	見守りボランティア事業の推進に向け、関係機関や地域団体と連携し、事業の周知や担い手の確保に取組んだ。	B	関係機関や生活支援コーディネーターと連携し、見守りボランティアの養成および新規担い手の確保を進める。また、活動内容の明確化や負担軽減の工夫により、継続しやすい体制づくりを行う。	高齢者支援課
50					○協力事業者が栄養バランスの取れた食事を高齢者の自宅へ届け、安否確認を行います。	協力事業者と連携し、栄養バランスに配慮した食事の配達を通じて、高齢者の見守り支援を実施した。また、配達時には安否確認を行い、異変があった場合には関係機関へつなぐ体制を確保したことで、在宅高齢者の安心した生活の維持に寄与した。 延べ配食件数 218,668件 利用者数（実人数） 27,463人	B	協力事業者との連携を強化し、見守りの強化を図る。また、サービスの周知を図り、支援が必要な高齢者への利用促進につなげる。	高齢者支援課
51			⑥市独自サービス事業の実施	高齢者が住み慣れた地域で安全で安心な生活が送れるように、在宅福祉の充実を図る市独自サービス事業を実施します。	○布おむつの貸し出しや紙おむつの購入費を助成します。（在宅高齢者等おむつ事業）	布おむつ貸与について、事業創設時より実施していたが、頻繁な回収を行う必要があり、利用者・介護者の手間があることから、長年利用実績がなかった。事業の見直しを行い、令和7年度より布おむつの貸し出しを廃止とし、事業内容を紙おむつの購入費の助成のみとした。 新規申請者数 230人 給付人数 4447人（月平均370人）	A	引き続き取組みを継続し、高齢者の健康管理及び介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る。	高齢者支援課
52					○常時臥床している高齢者等を介護している方に手当を支給します。（ねたきり高齢者等介護手当支給事業）	介護者に手当を支給することにより、介護に伴う心理的・経済的な負担を和らげ、介護者がゆとりを持って在宅介護を実施できるよう支援した。 支給人数 1146人（うち非課税世帯46人）	A	引き続き取組みを継続し、介護者の福祉の増進を図る。	高齢者支援課
53					○通院等に利用するタクシー料金の一部を助成します。（要援護高齢者等タクシー利用料金助成事業）	令和7年度より、対象者を要介護1以上の認定を受けている方とし、最大発券枚数を12枚（今までの2分の1）に変更した。また、利用者が使用目的に沿った使い方をしているか実態調査を行った。 発券者数 2227人 請求件数 7999件	A	令和8年度末をもって事業を廃止するため、市民に向けて改めて周知を行う。	高齢者支援課
54					○低所得者の介護保険の居宅サービス利用料の一部を助成します。（介護保険利用者等負担軽減事業）	新規申請数 569件 交付申請数 1197件 交付件数 1183件	A	引き続き取組みを継続し、低所得世帯の高齢者の福祉の向上を図る。	高齢者支援課
55					○常時臥床している高齢者等が自宅で受ける理容・美容の料金の一部を助成します。（ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業）	1枚2500円の補助券を交付した。 申請者数 44件 発券枚数 150枚	A	引き続き取組みを継続し、ねたきりの高齢者等の福祉の増進を図る。	高齢者支援課
56					○外出中に道に迷う恐れのある高齢者等がGPS端末を利用する際の料金の一部を助成します。また、警察等に保護された際に身元の特定を早期に図ることができる物品を支給します。（認知症高齢者等支援事業）	【位置情報サービス】 GPS端末の貸与を行った。 新規申請者数 1件 利用者数 月平均6人 【身元確認支援サービス】 身元確認番号が確認できるQRコードが印字されたキーホルダー、爪Qシール及び身元確認番号が印字されたかかとステッカーを無償で交付した。 新規申請者数 58件 再交付者数 6件	A	身元確認支援サービスは、再交付申請数の少なさから、利用者や介護者のニーズに十分に合致していない可能性が考えられる。求めるサービス内容を改めて精査し、介護者の精神的負担を軽減し、安心して介護ができる環境を整備できるよう見直しを検討する。	高齢者支援課
57					○家族等が寝具の乾燥を行うことが困難な、常時臥床している高齢者に、寝具乾燥車を派遣します。（ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業）	月に1度の訪問時に寝具乾燥と併せて利用者の安否確認を行った。 新規申請数 1件 利用者数 月平均10人	A	引き続き取組みを継続し、ねたきり高齢者の健康管理を図る。	高齢者支援課
58					○一人暮らしの高齢者に対し、日常生活の不安を軽減するとともに、不慮の事故に対応するため、緊急通報システムを貸与します。（ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業）	新規申請者数 32件 利用者数 月平均124人	A	引き続き取組みを継続し、日常生活上の不安を軽減するとともに高齢者等の福祉の増進を図る。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
59	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	②認知症施策の推進	①認知症についての普及啓発	令和元年（2019年）6月に国が制定した「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の進行を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策を進め、認知症への理解を深めるための普及啓発を行います。また、令和5年（2023年）6月に成立した、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に沿い、認知症当事者本人発信の支援を推進していきます。	○認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくための取り組みとして、認知症の進行状況に応じた対応や適切なサービス提供の流れを紹介する「認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」を活用します。また、認知症当事者の声を反映させたケアパスの作成に取り組みます。	認知症ガイドブックを改訂し、認知症月間に合わせて配布した。	B	認知症ガイドブックの改訂および配布は継続する。本人ミーティング等で当事者の声を聴き、認知症ガイドブックに反映させる。	高齢者支援課
60					○認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すため、地域や職域において認知症に関する正しい知識と理解を深める普及啓発に努めます。	認知症サポーター養成講座を37回実施し、延べ1509人が受講した。	A	引き続き地域包括支援センターとともに認知症サポーター養成講座を開催する。	高齢者支援課
61					○認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベントを開催します。	オレンジガーデニングプロジェクトに賛同する団体・企業が制作した認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の装飾品や生け花を認知症月間（9月）に市庁舎・地区センター内で展示を行った。また、9月にユマニチュードに関する講演会を開催した。	A	認知症月間にあわせた普及啓発イベントの開催や賛同団体・企業が制作した装飾品等の展示を継続し、市民へ普及啓発をする。	高齢者支援課
62					○オレンジガーデニングプロジェクトを通じて、企業や学校、地域を巻き込んだ認知症の普及啓発活動を実施します。	170団体が賛同。（新規賛同団体13件）	A	引き続き賛同団体を募集し、地域を巻き込んだ普及啓発活動を展開する。	高齢者支援課
63					○埼玉県が設置している「若年性認知症に関する相談窓口」について、埼玉県と連携しながら周知します。	ホームページにリンクを掲載するほか、窓口にパンフレット・リーフレットを設置した。	B	周知を継続する。周知方法については、認知症地域支援推進員と検討する。	高齢者支援課
64			②認知症初期集中支援チームの運営	認知症の容態の変化に応じて医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切で切れ目ない支援を推進します。	○認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族に対して、早期に適切な医療・介護サービス、家族支援が受けられるように認知症専門医、保健師、社会福祉士などの専門職で構成されている「認知症初期集中支援チーム」が包括的、集中的に関わり、自立した生活が送れるようサポートします。	初期集中支援チーム新規ケース11件、令和6年度からの継続ケース1件、チーム員会議10回開催した。	A	引き続きチームとしてケースの支援を行っていく。	高齢者支援課
65					○「認知症初期集中支援チーム」の支援が、医療、介護等に携わる関係機関の連携のもと推進されるよう、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」にて検討します。	初期集中支援チーム検討委員会を1回開催した。活動状況について報告した。	A	引き続き検討委員会を開催し、初期集中支援チームの活動等について検討を行う。	高齢者支援課
66			③認知症地域支援推進員の活動の推進	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、日常生活圏域ごとに配置している「認知症地域支援推進員」により、認知症の方とその家族を支援する体制の構築と認知症施策や事業の企画調整等を推進します。	○「認知症地域支援推進員」が、認知症に関する相談を受け付けます。また、認知症が疑われる方を訪問して、認知症の症状の把握に努めます。	各地域包括支援センターに1名、高齢者支援課に認知症地域支援推進員を配置した。主に地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が相談に対応した。	A	引き続き相談を受け付ける。	高齢者支援課
67					○認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェ（オレンジカフェ）の開設を支援します。また、認知症の方の家族の介護負担の軽減等を図るとともに、本人発信の支援を行います。	地域包括支援センター主催のオレンジカフェを118回開催し、のべ1231人が来所した。また、チームオレンジいるまが企画運営するオレンジカフェを12回開催し、392人が来所した。	A	各地でオレンジカフェが開催できている。引き続きオレンジカフェの開催およびその支援をする。	高齢者支援課
68					○認知症の方の家族から、介護方法などの相談を受け付けます。また、介護者同士の交流会を開催します。	6地区で家族会を51回開催し、のべ504人が参加した。また、適宜介護方法についての相談を受け、助言した。	B	引き続き家族会を開催し、介護者家族同士が情報交換できる場を提供する。	高齢者支援課
69					○認知症当事者の意見を聴く場を設け、認知症当事者の希望や意見を取り入れ、施策に反映していきます。	月に一度本人ミーティングを開催した。本人ミーティングでの内容をホームページに公開している。	A	引き続き本人ミーティングを開催。本人ミーティング参加者を増やす。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
70	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(2)認知症施策の推進	④認知症サポーターの養成	「認知症とともに生きる」共生社会の実現にむけて、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する応援者「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、子どもの頃から認知症を正しく理解し、思いやりの心を育み、保護者も一緒にになって認知症について考えるきっかけになることを目的として、小・中学校においても「認知症サポーター養成講座」を開催します。 さらに、認知症サポーターの活動の拡充や、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、「認知症サポーターステップアップ研修」を開催します。	○地域や地元企業において、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを増やしていきます。	開催回数 37回 参加人数 1,509人 累計（H20～）16,363人 地元企業で3回開催した。（病院、接骨院、シルバー人材センター）	A	「新しい認知症観」が示され、講座内容にも反映している。高校生とチームオレンジいるまで作成した認知症普及啓発動画を講座で利用し、受講者から分かりやすいと好評だった。今後も取組みを継続する。	高齢者支援課
71					○小・中学校で「認知症サポーター養成講座」を開催し、義務教育中に1回以上受講できるよう働きかけます。	5月の校長会でオレンジガーデニングプロジェクトへの賛同及び市内声かけ運動への協力依頼とあわせて開催を呼び掛けた。小学校4校、中学校5校で開催した。新規で開催できた学校が3校あった。高校も1か所開催でき、774人がキッズサポーターとなった。中学校の開催率は50％。地区別では、東金子、金子、宮二、西武では達成、豊岡と藤沢については一部達成となっており、全地区での開催は達成した。	B	開催については学校の理解を得る必要がある。	高齢者支援課
72					○認知症サポーターがステップアップ研修を受講し、チームオレンジで活動できるよう支援します。	10月31日に現チームオレンジメンバーの現任研修を兼ねて開催した。内容に本人講演を加え、新規受講者15名全員がチームオレンジの活動につながった。 実施回数 1回 参加人数 28人（現13人、新規15人）	A	認知症サポーターキャラバンのロバ隊長マスコット作成をきっかけに、居住地区でのみ活動する方が増えており、今後は各地域でステップアップ研修を開催し、地域版チームオレンジの活動を進めていく。	高齢者支援課
73			⑤チームオレンジの活動の推進	認知症の人とその家族、地域サポーター・多職種の職域サポーターの近隣チームによる早期からの継続支援の活動を行うチームであるチームオレンジの活動を推進します。	○チームオレンジの活動を通して、認知症当事者の困りごとを把握・支援していけるような体制を整備します。	本人ミーティングにチームオレンジいるまのメンバーも出席し、当事者の声を活動に反映した。	A	本人ミーティングに出席することで、メンバーの意識が変わってきた。	高齢者支援課
74					○オレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの活動を支援します。	包括の認知症地域支援推進員がオレンジコーディネーターを兼任し、チームオレンジいるまの定例会やオレンジカフェに出席し助言するほか、声かけ運動にも参加する等支援した。	A	引き続きチームオレンジの活動を支援する。	高齢者支援課
75			⑥認知症高齢者のひとり歩き対策	認知症高齢者のひとり歩きが原因で事故が起きたり、家族介護者が目を離せず負担が増えてしまったりするなどの課題があるため、認知症等が原因でひとり歩きをする高齢者も安心して外出できるよう支援します。	○いるま市声かけ運動推進会和協働し、認知症等によりひとり歩きをする高齢者を見かけた時に、優しく声をかけ誰もが暮らしやすいまちになるよう「いるま市声かけ運動」を実施します。	声かけ運動の開催 4件 場所：豊岡第二 69人 場所：豊岡第一 119人 場所：東金子 61人 場所：藤沢 46人	B	全地区での開催を目指す。	高齢者支援課
76					○子どもの頃から認知症を正しく理解し、認知症について考えるきっかけになることを目的として、声かけ運動に中学生の参加を促します。	校長会議で周知し、参加を依頼した。また、各地区で声かけ運動が行われる際には近隣中学校に参加協力の依頼をした。	B	声かけ運動開催時には、近隣中学生の参加を促し、認知症を正しく理解し、認知症について考えるきっかけづくりをする。	高齢者支援課
77					○認知症等によりひとり歩きをしても、早期に身元が確認できる体制を整備します。	位置情報サービス 新規申請者数 1件 利用者数 月平均6人 身元確認支援サービス 新規申請者数 58件 再交付者数 6件	A	身元確認支援サービスは再交付申請が少ない。新規申請者数に比べ再交付申請の数が少ないため、申請した利用者家族に向けて、実態調査を行う。	高齢者支援課
78			⑦通いの場の充実	認知症予防の観点から通いの場の充実を図ります。	○認知症予防の観点から、高齢者が身近に通うことができる「通いの場」の拡充を図り、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。	既存の通いの場や地域団体に対して、活動継続に向けた支援や情報提供を行った。 また、関係機関と連携し、参加者の掘り起こしや新規参加の促進に努めた。	B	既存団体への支援を継続しつつ、活動内容の充実や魅力向上を図ることで参加者の拡大につなげる。 また、関係機関と連携し、周知方法の工夫や新規参加者の掘り起こしを強化する。	高齢者支援課
79					○認知症当事者の社会参加活動を促進します。	適宜本人ミーティングへの参加を促した。	B	引き続き社会参加活動を案内する。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
80	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(3)在宅医療・介護連携の推進	①在宅での療養に関する情報提供の充実	在宅での療養に関する知識や理解の向上を目指し、情報提供の充実を図ります。	○地域の医療・介護サービスの現状把握を行い、医療機関及び福祉資源の冊子やホームページ等により、医療機関、介護事業所関係者及び市民への情報提供を充実していきます。	高齢者のお役立ちブック（冊子）を発行、在宅医療支援センターのホームページにて医療機関等の紹介、パンフレットの配架及び配布により情報提供を行っている。	A	医療機関、介護事業所及び市民への周知活動をさらに推進し、関係機関等との連携を深めていく。	高齢者支援課
81					○在宅医療・介護連携に対する理解を促進するために、講演会の開催、パンフレットやインターネットによる普及啓発を行います。	ACP（人生会議：アドバンス・ケア・プランニング）講座・講演会の実施。 講座 9回実施 参加者160人 講演会 4回実施 参加者105人	B	引続きACP講座を実施する。また、パンフレットを配布して広く周知する。	高齢者支援課
82					○在宅医療・介護連携を支援する相談窓口である在宅医療支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者や市民からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付けます。	医療関係者・介護関係者・市民からの相談を受け付けた。 相談件数 53件	B	相談窓口である在宅医療支援センターについて、関係機関や市民への普及啓発を推進する。	高齢者支援課
83			②切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、地域の関係機関の連携を推進します。	○在宅ケアネットいるま（高齢者等地域ネットワーク推進会、在宅介護・医療部会）で在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その具体的な対応策を検討します。また、在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を設定して取組みます。	在宅ケアネットいるまにて在宅医療・介護連携推進事業の取組みについて検討し、令和11年度までの実施計画を作成した。	A	在宅ケアネットいるまにて計画や市の方針を進めるため意見を集約していく。	高齢者支援課
84					○入退院時連携ガイドラインを活用し、効果的な在宅医療と介護サービスの提供体制を構築します。	入退院時連携ガイドラインの周知をした。	C	入退院時連携様式については、関係機関ごとに既存様式や運用方法が異なるため、統一的な活用が進みにくい状況にある。今後は、様式の一部活用を含め、医療機関や介護支援専門員等が活用しやすい情報共有の方法を検討する。	高齢者支援課
85					○ICTを活用し、医療及び介護関係者間で速やかに情報共有ができるように支援します。	在宅医療・介護連携のMCS（メディカルケアステーション）を導入し、活用を進めたことで加入者が増えた。 登録者 226人	A	医師への周知、新たな加入者確保に向けた周知活動を進める。	高齢者支援課
86					○医療関係者と介護関係者の顔の見える関係を構築するとともに、多職種が参加する研修を行います。	多職種連携等の研修会を実施した。 研修会 4回実施 参加者延べ206人 参加事業所延べ119事業所	A	課題解決のテーマ設定が難しいが、現状把握・課題整理からテーマを探していく。	高齢者支援課
87		(4)権利擁護の推進	①日常生活自立支援事業の活用	認知症等により日常生活に不安がある高齢者等の権利を擁護する事業を実施します。	○認知症等により判断能力が不十分になり、現金や預金の管理に不安を感じている方に対し、社会福祉協議会が生活の支援を行います。（あんしんサポートねっと）	相談援助件数1704件（R8.2月末時点） 1. 生活の安定化に資する効果 金銭管理や各種支払いの滞りが減少し、利用者の生活の維持・安定が図られた。 家賃・公共料金等の必要な支払いが適切に行われ、生活上のトラブルの予防に寄与した。 2. 社会的孤立の防止 定期的な支援体制の構築により、利用者の孤立感が軽減され、生活不安の緩和につながった。 継続的な見守りにより、地域での孤立防止に一定の効果が認められた。 3. 制度利用の適正化・早期化 障害福祉サービス、介護保険、生活保護等の必要な制度への早期つながりが促進された。 手続きの誤りや未申請の防止により、制度利用の適正化が図られた。 4. 行政・関係機関との連携強化 行政との情報共有により、支援が必要な世帯の把握が迅速化した。 関係機関との連携が進み、支援の継続性と一貫性が確保された。 5. 生活破綻の予防 家賃滞納やライフライン停止等のリスクが低減し、生活破綻の予防に寄与した。 早期の相談対応により、深刻化する前の段階での支援介入が可能となった。 6. 本人の意思決定支援の促進 支援を通じて、利用者が自らの生活に関する意思決定を行いやすくなり、自立的な生活運営の促進につながった。	A	本事業は、生活の安定化、孤立防止、制度利用の早期化、関係機関との連携強化、生活破綻の予防、意思決定支援の促進といった効果をもたらした。引き続き、成年後見制度利用前の権利擁護支援が必要な方の受け皿として実施していく。	福祉総務課 （社会福祉協議会）

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
88	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(4)権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	様々な権利侵害から高齢者を守り、高齢者の尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるように、意識を啓発する事業を行います。 成年後見制度利用促進法に基づき、増加する認知症高齢者等の権利擁護の取り組みを推進し、社会福祉協議会と連携して市民後見人の育成・活用をします。	○地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させる取組みを行います。	R7年度実績 相談援助件数101件（R8.2月末時点）成年後見制度ミニ講座を市内2ヵ所の地区センターで実施した。地域の方々を中心に合計52人参加した。任意後見制度や、終活についてのテーマで大変役に立ったというご意見や、講座をきっかけにもう少し勉強をしてみます等のご意見を頂いた。その他、「親なき後と成年後見制度」には23名の参加があり、障害を持つ子の親御さんの将来の不安に応える役割を果たした。	A	高齢者や障がい者など、判断能力が不十分になった方の権利を地域で支える拠点として、市民や関係者からの相談に応じる等、重要な役割を果たしていく。	福祉総務課 (社会福祉協議会)
89					○成年後見人の申し立てをする者がいない方に対して、「成年後見制度利用支援事業」により成年後見人の市長申し立てを行います。また、成年被後見人等の所得に応じて成年後見人等に支払う報酬の一部を助成します。	R7年度入間市長申立の成年後見制度件数 25件	A	今後も継続して実施する。 年々申立件数が増加している。	高齢者支援課
90					○社会福祉協議会と連携して市民後見人の養成のための研修を支援します。	市民後見人フォローアップ研修は2回開催し、合計28名の参加があった。権利擁護支援に関わっている関係者のスキルアップに繋がった。	A	今後ますます需要の増加が予想される後見ニーズに対して、その担い手の養成は急務の課題となっている。令和8年度は市民後見人養成講座を実施する。	福祉総務課 (社会福祉協議会)
91			③犯罪被害の防止	高齢者を狙う特殊詐欺や悪質商法等に対して警察や消費生活センターと協力して予防啓発を行います。	○高齢者を犯罪から守るため、予防啓発に努めます。	特殊詐欺被害に遭わないように大型店舗にて来店者へ防犯街頭啓発活動を25回実施した。また、年金支給日にATM警戒を実施した。	A	引き続き、防犯関係団体と連携して防犯啓発活動を実施していく。	市民安全課
92	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(5)高齢者虐待の防止	①虐待防止意識の普及啓発	市民及び養介護施設従事者等に対して、どのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなどを記載したリーフレットなどを用いて周知することで、高齢者の人権を守り、虐待防止の意識を高めます。	○虐待についてパンフレットやインターネットで周知し、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めます。	市ホームページに掲載するほか、パンフレットの設置、ポスターの掲示をしている。（高齢者支援課） 虐待防止研修の案内など、虐待防止に関わる情報提供を年間を通じて市内介護サービス事業所に対しメールで発信し、虐待防止の意識を醸成している。（介護保険課）	B(高齢者支援課) A(介護保険課)	引き続きポスターやチラシ等で虐待防止の意識を高める。（高齢者支援課） 虐待防止に関する国、県からの情報を事業所に対しメール等で周知していく。（介護保険課）	高齢者支援課 介護保険課
93					○養介護施設等に対して、従事者への教育研修や労働環境整備の適切な実施、適切な事業運営の確保を求めています。	市内介護サービス事業所等に対し定期的な運営指導を実施し、人員配置等の確認をしている。その中で虐待防止の委員会の開催状況や研修の実施など虐待防止の措置を講じるよう指導している。 令和7年度運営指導件数 12件（介護保険課）	A	定期的な集団指導、運営指導や虐待が発生した際の調査を通じて虐待防止の措置を講じるよう指導していく。	介護保険課
94			②虐待の早期発見と相談体制の充実・強化	地域や関係機関の見守りにより、高齢者虐待の未然防止に努めます。 また、高齢者等地域ネットワーク推進会等と連携した見守りにより、高齢者虐待を早期発見するとともに、内容に応じて地域包括支援センター及び市が速やかに状況の確認と支援を行います。	○地域包括支援センターや民生委員・児童委員等の活動により、虐待の予防と早期発見に努めます。	地域ケア会議等で顔の見える関係性づくりを行ったことで、連携を図ることができた。	B	会議等でそれぞれが顔の見える関係性づくりをし、虐待の予防と早期発見に努める。	高齢者支援課
95					○高齢者等地域ネットワーク推進会の協力団体・協力事業所などが、高齢者虐待と疑われる場合や虐待事例に遭遇した場合は、早急に相談窓口に連絡するよう依頼します。また、地域包括支援センター及び市が速やかに状況の確認と支援を行います。	高齢者等地域ネットワーク推進会の協力団体・事業所からの通報件数 20件（高齢者支援課） 介護サービス事業所が利用者の虐待を把握した際には高齢者支援課へ連絡するよう周知している。（介護保険課）	A(高齢者支援課) A(介護保険課)	見守りネットワーク協力者・協力事業所を増やしていく。また、日常の見守りも継続的に行い、通報を受けた際は迅速に対応する。（高齢者支援課） 虐待を把握した際の相談窓口の案内を定期的に実施していく。（介護保険課）	高齢者支援課 介護保険課
96					○被害者への相談体制を充実させるため、庁内関係課と連携し、早期支援・早期解決に努めます。また、養護者が虐待に至った背景や家庭環境等を速やかに確認し、関係機関に適切に繋ぐ等の養護者支援を行います。	関係機関への情報提供を行い、適切な支援が受けられるよう支援した。	B	引き続き関係機関との連携を図る。	高齢者支援課 介護保険課
97					○養介護施設従事者等による高齢者虐待について、県や庁内関係課と連携して対応します。	養介護施設従事者等による高齢者虐待発生時には、県へ報告するほか、介護保険課とも連携して対応した。（高齢者支援課） 虐待（疑いを含む）を把握した際、高齢者支援課と連携を図り対応している。施設整備の観点から人員配置や運営基準等の確認、指導を行っている。（介護保険課）	B(高齢者支援課) A(介護保険課)	引き続き連携を図って対応する。養介護施設での虐待が多いため、高齢者虐待に対する啓発が必要である。（高齢者支援課） 対応については今後も高齢者支援課等、関係各課と綿密な情報交換、連携を図りながら対応していく。（介護保険課）	高齢者支援課 介護保険課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	担当当課
98	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(6)家族介護者の支援	①家族介護者の支援 (ヤングケアラーを含む)	核家族化により家庭内介護者が少なくなり、介護者の負担が大きくなっています。介護のストレスから虐待が生じることもあるため、家族介護者等のストレス軽減に向けた事業を支援します。 働く人が家族を介護するために離職することがないよう、相談体制の充実を図ります。また、家族介護者等が社会から孤立することがないよう、地域包括支援センター等の機関と連携し、支援していきます。 令和2年（2020年）3月に施行された「埼玉県ケアラー支援条例」及び令和4年（2022年）7月に施行された「入間市ヤングケアラー支援条例」に沿って事業者及び関係機関と連携を図りながら支援していきます。 地域住民が、認知症当事者の家族の負担や気持ちを理解できるまちづくりを推進します。	○家族介護者からの相談体制の整備、充実を図ります。	土曜日も地域包括支援センターを開所。家族からの相談が受けられるよう、体制を整えている。（高齢者支援課） こども家庭センターにヤングケアラー・コーディネーターを継続して配置し、関係機関からの情報提供や子育てに関する相談から確実につながるよう体制を整えた。（こども支援課）	A(高齢者支援課) A(こども支援課)	引き続き地域包括支援センターで相談ができるよう、体制を整えていく。（高齢者支援課） ヤングケアラー・コーディネーターを中心とした相談受け入れ体制を維持し、窓口を周知する。（こども支援課）	高齢者支援課 こども支援課
99					○認知症当事者や家族介護者等、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、定期的な家族会を開催します。	6地区で家族会を51回開催し、延べ504人が参加した。（高齢者支援課） ヤングケアラー自身、家族が交流できる場としてのサロン実施に向けて、オレンジカフェを見学した。（こども支援課）	B(高齢者支援課) B(こども支援課)	引き続き家族会の開催を支援する。（高齢者支援課） ヤングケアラーのこどもや家族の憩いの場として、サロンを実施する。（こども支援課）	高齢者支援課 こども支援課 総合相談支援室
100					○家族介護者に、介護や認知症症状への対処法に関する情報の提供を行います。	地域包括支援センターが主催する家族会では、時折イベントを開催し、介護や認知症状への対処について学ぶ機会を設けている。ユマニチュードに関する講演会を開催した。ホームページにユマニチュード技法（人間らしさと優しさに基づいた認知症ケア）に関する情報を掲載したほか、チラシを配布した。（高齢者支援課） 相談を受けて適切な支援機関につないだ。（こども支援課）	A(高齢者支援課) A(こども支援課)	介護者家族が介護や認知症状についての情報にアクセスしやすいよう、ホームページでの発信やチラシの設置を行う。（高齢者支援課） 相談を受けて適切な支援機関につなぐ。（こども支援課）	高齢者支援課 こども支援課
101					○ケアラー及びヤングケアラーに対する理解促進を図るため、市民への周知啓発に努めます。また、関係機関と連携し、早期支援に努めます。	地域包括支援センターが対応したケースにヤングケアラーの疑いがあったため、こども支援課に報告をした。（高齢者支援課） 出前講座、エスコートランナー講座等を通じて周知・啓発に取組んだ。（こども支援課）	A(高齢者支援課) A(こども支援課)	地域包括支援センター職員への意識づけも行っていく。（高齢者支援課） 教職員向け、関係機関向け、地域住民向け等、講座を実施し、周知・啓発を通じ連携して取組む体制を構築していく。（こども支援課）	高齢者支援課 こども支援課
102		(7)高齢者の住まいに係る施策	①地域生活の基盤となる住まいの確保	いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者ニーズに対応した住まいを整備するため、民間事業者と連携して多様な住まいの確保を推進します。	○「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」を活用し、住まいの確保に配慮を要する高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。	入居支援の体制を継続して整えている。 高齢者向けに市内の在宅医療・介護関係施設の情報を掲載している「高齢者のためのおやくだちブック」に、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」に登録している入間市内の不動産業者を掲載している。	B	令和7年度の相談実績はなかったため広く周知を図る。	高齢者支援課
103			②県や他市町村との情報連携の強化	高齢者の住まいの確保及び質の向上を図るため、県や他市町村との情報連携に努めます。	○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県や他市町村と連携してこれらの設置状況等必要な情報を把握するように努めます。	県や他市町村と連携し情報収集に努めた。	A	取組みを継続する。	高齢者支援課 介護保険課
104		(8)老人福祉施設に係る施策	①高齢者の居場所の確保	「老人福祉センターやまゆり荘」は、令和6年度末の指定管理の終了に合わせ、老人福祉センターとしての機能を終了します。その後は、高齢者を含めた多くの世代が利用できるなど、新たな施設としての運用を検討します。 老人憩いの家は高齢者の憩いの場、居場所、レクリエーションの場として維持管理に努めます。	○老人福祉センターの機能終了後も、生きがいづくりや健康増進となる事業を実施し、居場所の確保に努めます。	老人福祉センターの機能終了後も、高齢者の生きがいづくりと健康増進を継続するため、庁内関係機関と連携し、高齢者が安心して交流が続けられる環境づくりを推進し、身近な公民館等を活用したサークル活動・健康講座の開催を通じて新たな居場所の確保に努めた。	B	取組みを継続する。	高齢者支援課
105					○老人憩いの家の修繕等に対応します。	健康推進クラブからの施設修繕要望に対し、迅速かつ確な現状把握に努め、クラブの活動拠点の維持・改善に向けた適時適切な処置を講じた。	A	取組みを継続する。	高齢者支援課
106			②養護老人ホームとの連携	経済的困窮や虐待などの理由により在宅で生活することができない高齢者が、一時的に生活し、社会復帰に向けた支援を受けるための施設と連携を図ります。	○市外の養護老人ホームと連携して対応します。	他市の養護老人ホームへ措置を行った。	A	引き続き養護老人ホームと連携し、対応していく。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
107	基本目標2 介護が必要になっても安心して暮らせるまちをつくる	(9)災害への備えや感染症対策に係る体制整備	①災害への備え	介護度が中重度である等の要配慮者に対する避難対応について、庁内関係課と連携して避難支援を行います。 在宅で重度の要介護認定者など、一般の避難所での生活が困難な方が暮らすための施設を確保します。 土砂災害が生じる恐れのある範囲に所在する高齢者施設に対し、避難確保計画を作成する際に支援をします。	○避難行動要支援者避難支援制度として、災害時に自分の力で避難行動をすることが困難な方の名簿をあらかじめ作成し、災害時の安否確認や避難支援を行います。	個人情報の提供に同意した方の情報を避難行動要支援者名簿として、自治会等の地域支援者へ名簿を渡し、災害時の安否確認や避難支援を行った。	B	自治会等の地域支援者へ名簿に登録されている情報の再確認を依頼し、名簿更新の充実を図る。	市民安全課
108					○災害時に、介護度が重度の方が一時入所する福祉避難所について、市内にある特別養護老人ホームや軽費老人ホームと協定を締結します。今後更に福祉避難所の確保に努めます。	令和7年度時点で市内の特別養護老人ホーム8施設、ケアハウス1施設と協定を結んでいる。	A	引き続き特別養護老人ホームや軽費老人ホームとの協定を継続し、災害時の福祉避難所の確保を図る。また、福祉避難所設置運営訓練を実施する。	高齢者支援課
109					○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域に所在する高齢者施設に対し、避難確保計画の作成を支援します。また、災害発生の恐れがある場合、その情報を提供します。	令和8年1月に開催された国土交通省主催の市町村職員向けの研修会を障害者支援課、高齢者支援課各1名が受講した。（危機管理課） 災害発生のおそれがある場合には、メール等にて市内介護サービス事業所に情報提供をしている。（介護保険課）	B(危機管理課) A(介護保険課)	必要に応じて担当課への支援を行っていく。（危機管理課） 引き続き危機管理課等からの情報提供を基に災害発生等の情報がある場合はメール等にて情報提供をしていく。（介護保険課）	危機管理課 介護保険課
110					○災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を確保できるよう、介護施設・事業所における業務計画書（BCP）の策定を求めています。	定期的な運営指導の中で、業務継続計画の作成状況を確認している。また、計画の更新についても指導している。 令和7年度運営指導件数12件	A	定期的な運営指導、集団指導を通じて、業務継続計画の作成、更新について周知、指導していく。	介護保険課
111					○介護事業所等と連携し、防災についての周知啓発、研修、訓練を行います。	地域の民生児童委員等に避難支援制度及び避難行動要支援者名簿について、説明（2回）を実施して理解を求めた。（市民安全課） 担当職員が研修の受講、介護事業所の防災訓練の視察など情報収集に努めた。（高齢者支援課）	C(市民安全課) C(高齢者支援課)	取組みを継続する。（市民安全課） 介護事業所等との連携を強化する。（高齢者支援課）	市民安全課 高齢者支援課
112					○庁内関係課と連携し、介護事業所等における災害の発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。	社会福祉施設入所者や要配慮者に対して、必要な物資を速やかに調達できる体制を整備するよう地域防災計画に記載した。	B	引き続き関係課と連携し、備蓄・調達・輸送体制の整備に努めていく。	危機管理課
113					○都道府県・市町村・関係団体が連携した災害発生時の支援・応援体制を構築します。	ハザードマップに市内介護サービス事業所の所在地を明記した地図を作成し、市内介護サービス事業所ごとの危険性を把握している。（介護保険課） 災害協定について、前年度から引き続き近隣市（所沢・飯能・狭山・日高）や特別養護老人ホーム、社会福祉法人等と継続して協定を締結している。（危機管理課） 前年度から引き続き市内の特養及びケアハウスと協定を締結している。（高齢者支援課）	A(介護保険課) B(危機管理課) B(高齢者支援課)	市内介護サービス事業所の新規事業所をハザードマップ上に落とし込み、更新していく。（介護保険課） 引き続き協定の締結、協力関係の構築、福祉避難所の設置協定の締結を推進する。（危機管理課） 取組みを継続する。（高齢者支援課）	介護保険課 危機管理課 高齢者支援課
114	②感染症への対策			近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、社会的弱者となる高齢者を守るための体制整備を進めます。	○感染症が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を確保できるよう、介護施設・事業所における業務計画書（BCP）の策定を求めています。	定期的な運営指導を実施し、その中で業務継続計画の作成状況を確認している。また、計画の更新を行うよう指導している。 令和7年度運営指導件数12件	A	定期的な運営指導、集団指導を通じて、業務継続計画の作成、更新を周知、指導していく。	介護保険課
115					○介護事業所等と連携し、感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を行います。	感染症対策についての国、県からの通知を事業所にメール等により周知し、情報提供している。	A	感染症対策について事業所に対して情報提供していく。	介護保険課
116					○庁内関係課と連携し、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備します。	市内介護サービス事業所に対し、運営指導、集団指導の中で感染症に係る業務継続計画の平時の備えとして、物資の備蓄等に関する指導をしている。 また、市からは健康福祉センターと連携し、感染症対策としてマスクと手袋を令和7年5月中旬に配布した。 配布事業所：73事業所	A	定期的な運営指導、集団指導を通じて、感染症に係る業務継続計画の平時の備えを備蓄品の確保等で行うよう指導していく。 また、関係課と連携を図り迅速に対応できるよう体制を整備する。	介護保険課
117					○都道府県・市町村・関係団体が連携した感染症発生時の支援・応援体制を構築します。	埼玉県からの感染症関係の情報提供を各事業所に周知している。また、地域密着型サービス事業所の運営推進会議を通じて、地域の感染症状況の情報収集をしている。	A	今後も埼玉県からの情報の周知、地域密着サービス事業所の運営推進会議等で地域の感染症状況の情報を収集する。収集した情報を基に流行している感染症等について適宜情報提供を行っていく。	介護保険課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
118	基本目標3 市民が市民を支えるまちをつくる	(1)地域課題の抽出・地域資源の把握、解決策の検討	①地域ケア個別会議・圏域別地域ケア会議・協議体の開催	地域包括支援センターを中心に、地域の関係者が参加する「地域ケア個別会議」を開催し、多職種連携によるケアマネジメントを推進し、地域課題の把握を行います。 地域の関係者の相互連携を高め、地域包括支援ネットワークの構築を図ります。 「協議体」を通じ地域課題を地域の関係者で共有し、地域で必要なサービスや住民活動等の開発に向けた検討を行います。	○地域包括支援センターにおいて、地域の関係者が参加する「地域ケア個別会議」を開催し、個別ケースのケアマネジメント支援を行います。	地域包括支援センターにおいて地域ケア個別会議を開催し、多職種の関係者が参加する中で個別ケースの検討を行った。ケアマネジメントの視点から助言や支援を行い、支援方針の整理やサービス調整につなげた。	B	地域ケア個別会議において、課題の明確化と支援方針の具体化を意識した運営を行い、ケアマネジメント支援の質の向上を図る。 また、会議で得られた知見を蓄積し、地域課題の抽出や体制整備につなげる。	高齢者支援課
119					○地域包括支援センターにおいて「圏域別地域ケア会議」を開催し、「地域ケア個別会議」等を通じて把握された地域課題を地域の関係者で共有します。	地域包括支援センターにおいて圏域別地域ケア会議を開催し、地域ケア個別会議等を通じて把握された地域課題について関係者間で共有を行った。また、課題に対する対応の方向性について意見交換を行い、関係機関との連携強化につなげた。	B	圏域別地域ケア会議において、個別課題の蓄積・分析を行い、地域課題としての整理を強化する。 また、課題ごとに対応の方向性や役割分担を明確化し、具体的な取組みにつなげる。 さらに、協議体や生活支援コーディネーターと連携し、資源開発や体制整備へと展開していく。	高齢者支援課
120					○多様な事業主体間の情報共有及び連携強化の場として開催する「協議体」において、主に次のことを行います。 ・地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化を推進します。 ・生活支援等サービスの体制整備に係る企画、立案及び方針策定を行います。 ・地域づくりにおける意識の統一を図ります。 ・情報交換、働きかけの場を開催します。	多様な事業主体が参加する協議体を開催し、地域ニーズや既存資源に関する情報共有を行うとともに、資源情報の整理・見える化に取組んだ。また、生活支援サービスの体制整備に向けて、地域課題の抽出や対応策の検討を行い、一部については具体的な取組みの方向性を整理した。さらに、協議体を通じて関係者間の意識共有を図るとともに、情報交換や地域への働きかけの場として機能させることができた。	B	協議体においてテーマ設定やゴールの明確化を行うことで、具体的な企画立案や方針決定につながる場とする。 また、地域資源やニーズの見える化（リスト化・共有資料の作成等）を進め、実効性のある検討を行う。 さらに、役割分担を明確にし、協議体での検討内容を地域での実践（資源開発やサービス創出）につなげる仕組みづくりを進める。	高齢者支援課
121			②生活支援コーディネーター等の活動による生活支援等の体制整備	介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいで生活を送れるように、地域づくり・資源開発のためのネットワークの構築を図ります。 生活支援コーディネーター、協議体が中心となり、多様な事業主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。	○地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するために、市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター及び日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーター等により、生活支援等の体制整備に向けた調整を行います。	第1層及び第2層生活支援コーディネーターと連携し、定期的な打合せや情報共有を通じて、市全域および日常生活圏域ごとの課題把握に努めた。また、協議体等の場を活用し、地域資源の状況や生活支援ニーズについて共有を図るとともに、生活支援サービスの体制整備に向けた調整を行った。その結果、一部地域において資源の活用促進や関係者間の連携強化につなげることができた。	B	第1層・第2層生活支援コーディネーターの役割を整理し、それぞれの強みを活かした連携体制の強化を図る。 また、協議体等において課題ごとのテーマ設定を行い、具体的な生活支援サービスの創出や既存資源の活用促進に向けた実践的な調整を行う。 さらに、圏域ごとの取組状況を可視化し、市全体として効果的な体制整備につなげる。	高齢者支援課
122					○地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体の活動により、地域課題の把握に努めます。	自立支援型ケア会議9回、地域ケア個別会議25回、圏域別地域ケア会議10回を開催し、地域課題の把握に努めた。	B	未開催地区もあるため、会議の開催ができるよう支援する。	高齢者支援課
123					○自助・互助・共助・公助が機能し、要支援・要介護状態になっても生きがいをもって生活できるように、生活支援コーディネーターが支援を行います。	生活支援コーディネーターを中心に関係者との連携や情報共有を行い、自助・互助・共助・公助の考え方の普及に努めた。また、各地域の課題解決に向けた資源開発に取り組み、一部地域においては移送支援といった新たな地域資源の創出につながった。	B	生活支援コーディネーターを中心に、関係機関や地域住民に対して自助・互助・共助・公助の役割整理を進め、共通理解の醸成を図る。 また、地域資源の見える化やマッチング機能の強化により、インフォーマルサービスの活用促進を図る。	高齢者支援課
124		(2)地域資源の開発と担い手の養成	①地域資源の開発と担い手の養成	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、多くの高齢者が健康づくりや趣味の活動に参加したい又は参加してもよいと回答しています。この方々の活動の場や機会を設けることにより、健康維持と社会貢献を進めます。 生活支援コーディネーター、協議体が連携し、地域資源の開発と担い手の養成及び活用を検討します。	○生活支援コーディネーター、協議体を中心に、地域資源の開発や発掘の推進を行います。	生活支援コーディネーターおよび協議体と連携し、地域の既存資源（通いの場、ボランティア団体、民間サービス等）の把握・整理を行った。	B	生活支援コーディネーターおよび協議体との連携を強化し、地域資源のリスト化・見える化を進める。 また、協議体において具体的な課題ごとにテーマ設定を行い、資源開発に向けた実践的な検討を行う。	高齢者支援課
125					○社会福祉協議会と連携し、生活支援サービスの担い手の養成を行います。	入間市社会福祉協議会と情報共有や協議は行ったものの、担い手養成に向けた具体的な講座等の実施には至らなかった。一方で、既存ボランティアや関係者を対象とした研修等により、生活支援サービスに関する理解促進を図った。	C	入間市社会福祉協議会との連携体制を強化し、役割分担を明確にした上で、計画的に担い手養成事業を実施する。 また、地域ニーズを踏まえた具体的な活動内容を提示し、参加しやすい講座設計とすることで新規担い手の確保を図る。	高齢者支援課
126					○ボランティア養成講座を開催し、介護予防・生活支援サービス等のボランティアを養成します。	ボランティア養成講座の開催には至らなかったが、代替として既存ボランティア等を対象とした研修会を実施した。研修会では、介護予防や生活支援サービスに関する理解促進を図るとともに、活動の意義や具体的な支援内容について周知を行った。これにより、既存ボランティアの意識向上や活動の質の向上につなげることができた。	B	令和8年度は、生活支援コーディネーター等と連携し、地域ニーズを踏まえたボランティア養成講座を計画的に実施する。特に、新規参加者の確保に向けて、周知方法の工夫や参加しやすい内容設定を行う。	高齢者支援課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
127	基本目標3 市民が市民を支えるまちをつくる	(3)地域のささえあい活動の促進	①地域のささえあい活動の充実	高齢化が進む中、地区単位で支え合う地域力が重要になってきます。地域にあるささえあい活動を把握し、様々な活動団体の情報を共有し、支援します。 既存の組織や活動を通じて、地域の住民間でのささえあい意識の向上を図ります。	○ささえあい活動を地域活動の核として、各種の活動へ発展するよう支援します。	高齢者等を対象としてちょっとした困りごとを地域の支援者がお手伝いする地域住民活動の支援をした。 地域ささえあい組織数：福祉圏域5団体、自治会等4団体 活動件数：計1,079件 金子地区ゴミ出し中学生ボランティア運営の支援をした。 参加者数5人、対象宅1件、合計28回。 支え合い連絡会を令和7年11月19日に開催し、支え合い組織及び近隣助け合い活動推進会10団体ほか地区センター、地域包括支援センター他が参加した。参加者数計34名。（社会福祉協議会） 各地区の実情に応じた支援を展開した結果、見守り活動の強化、組織の自立的運営、地域間の連携促進など、多角的な成果が見られた。（公民館/社会教育課） 地域におけるサロンや見守り活動等の把握に努め、各活動団体が地域において円滑に活動を継続できるよう、関係者からの相談対応に必要な情報提供が行える体制を維持している。また、各団体の活動が孤立化することのないよう、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、地域活動の安定に向けた見守りを行っている。（地域振興課）	B(社会福祉協議会) A(公民館/社会教育課) B(地域振興課)	担い手・後継者不足が活動団体の共通課題である。ささえあい団体との情報交換の機会を設け、活動状況や課題、工夫等を共有して、得られた知見を地域活動の推進に活かしていく。（社会福祉協議会） 多種多様な依頼に対応するための人材確保や継続した情報共有が課題である。（公民館/社会教育課） 地域活動は住民の自主的な取組みを基盤としているが、担い手の高齢化等による持続性の確保が課題である。今後は、既存活動の把握に努めるとともに、活動の孤立化を防ぐため、相談対応等の伴走型支援を継続し、地域住民が安心して活動に取り組める環境づくりを維持する。（地域振興課）	福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会教育課 地域振興課
128					○地域のささえあい活動や近隣助け合い事業を社会福祉協議会と協力して支援します。	近隣助け合い活動推進会（9地区）に対し、運営費の助成を行った。年4回の幹事会・協議会（協議・情報交換）を開催した。地域ふくし交流会(人材交流、防災交流会ほか)を開催した。参加者数477名（社会福祉協議会） 社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、認知症支援や地域福祉交流を通じて、住民同士の助け合いの機運醸成と知識の普及に努めた。（公民館/社会教育課） 地域福祉の専門機関である社会福祉協議会が各地区の実態に即した支援を行っていることから、同会との定期的な情報共有を通じ、地域の活動状況の把握に努めている。また、社会福祉協議会と各地区が連携する活動体制を尊重し、行政としては包括的な立場から支援ニーズの有無を確認するなど、必要な連携を適宜図れる体制を整えている。（地域振興課）	B(社会福祉協議会) A(公民館/社会教育課) B(地域振興課)	地域福祉課題の発見・解決に向けて様々な地域団体とのネットワークを築きながら取組んでいく。（社会福祉協議会） 誰でも参加できる仕組みづくりや新鮮みのある企画、継続した情報共有。（公民館/社会教育課） 社会福祉協議会が担う地域支援との連携強化が引き続き求められている。今後は、同会との定期的な情報共有を通じて、地域の活動状況の把握に努めるとともに、各団体からのニーズに応じた適切な支援や専門的な助言が行えるよう、円滑な協力体制を維持していく。（地域振興課）	福祉総務課 (社会福祉協議会) 社会教育課 地域振興課
129			②ボランティア活動・市民活動の推進	地域ではボランティアや市民活動団体により、魅力ある様々な通いの場やサロン等が展開されています。これらの活動は、高齢者の外出機会を増やし、閉じこもりを防止するだけでなく、「高齢者同士の見守り」の効果もあります。地域にあるボランティア・市民活動団体を把握し、活動の推進を図ります。また、地域の支え合い活動の担い手となるボランティア・市民活動団体への関心の向上を図ります。	○ボランティア・市民活動団体を把握し、活動を支援します。	高齢者の通いの場の運営を担うボランティアを育成するとともに、既存団体の活動内容の充実のためボランティア研修を実施した。また、活動を継続できるよう課題解決等の支援している。（高齢者支援課） 地域で活動するボランティアや市民活動団体について、既存の窓口や関係機関を通じた現状把握に努めている。また、各団体が抱える運営上の相談や活動場所の確保等のニーズに対し、必要に応じて情報提供や広報支援を行うことで、地域活動の継続と活性化を維持している。（地域振興課）	A(高齢者支援課) B(地域振興課)	ボランティア不足になる団体に対して、新規ボランティアの獲得を地域包括支援センターとともに進める。また、活動の充実を図るため、引き続き研修を実施して支援していく。（高齢者支援課） 多岐にわたる団体情報の整理や、ニーズの吸い上げをより円滑に行うことが課題である。今後は、既存の活動団体に対する相談対応を継続し、活動の継続性を維持するとともに、地域のボランティア活動がより広く認知されるよう、効果的な情報発信のあり方について検討を進める。（地域振興課）	高齢者支援課 地域振興課
130					○生活支援コーディネーターと連携し、ボランティアの養成に努めます。	生活支援コーディネーターが定期的に情報共有を行い、地域ニーズや既存資源の把握に努めた。 地域で新たなボランティアを発掘し地域活動への参加につなげることができた。	B	生活支援コーディネーターとの連携を一層強化し、更なるボランティアの発掘、養成を行う。	高齢者支援課
131					○市民活動団体と連携し、市民活動の推進に努めます。	市民活動団体と行政、関係機関との連携を図り、地域のニーズに応じた活動が展開されるよう環境づくりを行っている。また、ボランティア活動への関心を持つ市民に対し、活動団体を紹介するなどの機会を通じて、市民活動の周知と参加の促進に努めている。（地域振興課）	B	市民活動への関心層を実際の担い手へとつなげる仕組みの構築が求められている。今後は、既存の市民活動団体との連携を保ちつつ、ボランティア活動に関心を持つ市民が気軽に参加できるよう、活動情報の周知機会を確保し、地域全体で市民活動を応援する機運の醸成に努める。（地域振興課）	地域振興課

No	基本目標	基本施策	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
132	基本目標3 市民が市民を支えるまちをつくる	(3)地域のささえあい活動の促進	③見守り体制の構築	高齢者が住み慣れた場所で安心して生活できるよう、住民や地域の多様なサービスによる見守り体制の構築を図ります。	○いるま市声かけ運動を通じて、地域でのささえあい意識の向上を図ります。	地域での声かけ運動を4か所で開催し、延べ295人が参加した。	B	取組みを継続する。	高齢者支援課
133					○高齢者等地域ネットワーク推進会や民生委員・児童委員等と連携して、地域の見守りを推進します。	高齢者等地域ネットワーク推進会構成団体や協力事業所、民生委員・児童委員、ボランティア協力員による地域の高齢者の見守りを実施している。 ネットワーク構成団体 14団体 協力事業所 87事業所（高齢者支援課） 民生委員は、福祉圏域9地区全てを活動範囲とし、高齢者の相談や支援等により、見守りやサービスにつなぐ必要がある方の早期発見を行い高齢者支援を行った。年間2,872件（福祉総務課） 地域社会全体で高齢者等の安全・安心を守るため、関係団体やボランティアと連携した見守り活動を実施した。（公民館/社会教育課）	A(高齢者支援課) A(福祉総務課) A(公民館/社会教育課)	高齢者等地域ネットワーク推進会の協力事業所やボランティア協力員を増やしていくよう周知を進める。（高齢者支援課） 地域福祉の相談・支援を通じた、住民と行政のつなぎ役のため、民生委員・児童委員の定数を252人設けているが、欠員が生じている状況で、担い手不足を解消することが課題であり、今後に必要な取組みである。（福祉総務課） 今後も継続して情報共有を行い、地域の安全、より良い地域活動が継続できるよう支援する。（公民館/社会教育課）	高齢者支援課 福祉総務課 社会教育課
134					○見守りボランティア事業の周知を行い、見守り協力員（ボランティア）の増員を目指します。	市ホームページでの掲載やチラシの設置等で見守りボランティア事業の周知を実施した。	B	担い手の高齢化や活動継続への不安がある。今後も周知を図る。	高齢者支援課
135					○自治会未加入者に対して自治会の担っている役割や活動内容を周知し、自治会加入を促すことで、地域における見守りを推進します。	地域における見守りの基盤となる自治会の重要性について、広報などの媒体や窓口での相談機会を活用して周知に努めている。また、自治会への加入促進に向けて、自治会が実施する活動内容を地域住民へ伝えるなど、自治会活動への理解を深める取組みを継続している。	B	ライフスタイルの多様化により自治会への加入意識が変化する場合、地域コミュニティを維持する見守りの重要性をいかに伝えるかが課題である。今後は、自治会の担う役割や活動内容について、広報活動などを通じて住民への周知を継続し、地域でのつながりを大切にする気運の醸成を図る。	地域振興課
136					○個々の自治会と一層の信頼関係を深め、自治会の状況やニーズを適切に把握し、個々に必要とする支援のあり方について検討します。	日常的な連絡調整や各地区との接点を通じ、各自治会の活動状況や課題の把握に努めている。地域の実情を尊重しつつ、自治会が抱える相談事に対し、地域福祉の視点から必要な支援のあり方を個別に整理し、関係機関と連携して対応できる体制を維持している。	B	各自治会が抱える課題は多岐にわたり、個別の状況に応じたきめ細やかなサポート体制が求められている。今後は、自治会との日常的な対話を通じ、地域が抱える課題を適切にキャッチできる関係性を維持し、関係機関とも連携しながら、持続可能な支援のあり方について引き続き検討を進める。	地域振興課

No	目標	施策	施策の内容	具体的な取組み	事業及び取組みの実施状況 (R7.4からR8.3までの実績)	評価	課題や今後の取組み	主担当課
1	介護保険制度の安定的な運営	介護給付等の適正化	①介護保険サービス内容の適正化	○地域密着型事業所等に対して、法令等を遵守したサービスが提供されているか確認するため、実地指導や集団指導を行います。	運営指導を事業所に実施した。 居宅介護支援事業所 8か所 地域密着型通所介護事業所 3か所 小規模多機能型居宅介護事業所 1か所 合計12か所 集団指導を実施した。 居宅介護支援事業所 28か所 地域密着型通所介護事業所 10か所 認知症対応型共同生活介護 8か所 小規模多機能型居宅介護 3か所 看護小規模多機能型居宅介護 1か所 合計50か所	A	定期的な運営指導を実施することで、介護サービスの質、基準等に規定する運営体制、加算等の介護報酬請求の適正な実施に関する事項について引き続き周知徹底を行っていく。 集団指導を実施することで介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等の内容、介護保険制度の改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について引き続き周知徹底を行っていく。	介護保険課
2				○訪問調査のうち、外部委託による調査及び市職員による調査について、事後点検を実施します。	調査結果について、全件、記載内容の点検を行い、疑義が生じた場合には調査員への聞き取り、修正を実施した。	A	調査結果について、疑義が生じることもあるため、引き続き全件の点検を行うとともに、必要に応じて勉強会で項目の確認などを行っていく。	介護保険課
3			②要介護認定の適正化	○サービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査及び認定審査会における審査判定を徹底して実施します。	審査会において、被保険者の家族状況や生活環境、利用サービスなどを確認しながら、適正な判定を実施した。	A	適正な審査・判定を行うため、審査会委員・認定調査員に対して研修会資料等の共有を行っていく。	介護保険課
4				○認定者数の増加に対応するため、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組みを実施します。	介護認定審査会の簡素化及びタブレットを活用し、事務の効率化に向けた取組みを実施した。	A	さらなる認定事務の効率化を図るため、審査会のオンライン開催を試行実施していく。	介護保険課
5			③ケアプランの適正化	○居宅介護支援事業所に対する実地指導で、適正なケアプランが作成されているかの点検を行います。	運営指導時に18件のケアプラン点検を行い、適正な作成がされていることを確認した。	A	ケアプランの点検は専門的な知識が求められることから、効果的なケアプランの点検を行っていくためにケアプランへの理解を深めていく。	介護保険課
6				○認定データと給付実績データを活用し、不適切なプランの可能性のある給付に対して、担当介護支援専門員*にケアプランの見直しを促します。	認定データと給付実績データを突合させ、不適切な可能性のあるケアプランを104件抽出し、居宅介護支援事業所に対し、ヒアリングシートを用いて、内容確認を実施した。	A	不適切な可能性のある給付について、より効果的な点検項目を精査する。	介護保険課
7		④給付内容の適正化		○認定データと給付実績データを活用し、不適切なプランの可能性のある給付に対して、介護サービス事業所に給付内容の再点検を促します。	認定データと給付実績データを突合させ、不適切なプランの可能性のある給付を確認し、15件の過誤を発見した。	A	過誤の可能性のある給付について、より効果的な点検項目を精査する。	介護保険課
8				○住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。	住宅改修635件、福祉用具626件の全件の書類を確認し、適正な給付を行った。	A	住宅改修、福祉用具購入に関して、今後も継続して全件の書類確認を実施する。	介護保険課
9				○請求内容の縦覧点検、重複請求の確認及び医療情報との突合を実施します。	縦覧点検、医療情報との突合により102件の過誤を発見した。	A	縦覧点検、医療突合の突合により過誤が発見されているため、今後も引き続き実施していく。	介護保険課
10		介護保険サービスの質の向上及び介護人材の確保、介護現場の生産性の向上	①質の向上に向けた指導・支援	○介護支援専門員の資質向上に向け、介護支援専門員協会の活動を引き続き支援していきます。	介護支援専門協会の事務局として携わり、情報交換を行った。	A	介護支援専門員協会の活動について、総会への出席や資料の確認等の支援を今後も行っていく。	介護保険課
11				○各事業者連絡会に対し、情報提供や研修の機会の充実が図れるよう活動を支援していきます。	訪問介護連絡会や地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席し、情報交換を行った。	A	引き続き各事業所の連絡会に参加し、情報提供を行っていく。	介護保険課
12				○居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、適切なケアマネジメントに資する研究や研修を支援します。	居宅介護支援事業所から困難事例や加算の算定について相談を受け付け、適正な運用のための協議を行った。	A	居宅介護支援事業所からの相談に対応するため、国のQAや他市の状況等の情報収集を行っていく。	介護保険課
13				○個々の介護支援専門員が抱える困難事例への対応として、地域ケア個別会議や多職種連携会議を開催します。	地域ケア個別会議を25回開催し、多職種連携による多角的な検討を行った。また、困難事例について地域包括支援センターが相談に応じ、支援方針の整理と適切なサービス調整を促すことができた。	A	地域ケア個別会議や相談支援の質的向上を目指し、課題の明確化と支援方針の具体化を意識した支援を行い、介護支援専門員支援の質の向上を図る。	高齢者支援課
14				○介護保険施設等における介護サービスの質の向上を図るために活動する介護サービス相談員事業について、相談体制の充実が図れるよう、相談員の研修等への参加による資質の向上に努めます。	介護サービス相談員の研修参加や連絡会での意見交換により、資質の向上に努めた。新規相談員の増員とフォローを行い、相談体制の充実を図った。	A	介護サービス相談員の支援を継続する。	高齢者支援課
15			②地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組み強化	○国・県からの介護人材確保、離職防止・定着促進の情報を高齢者施設人事担当者に提供をします。	国・県からの情報提供に対し、市からメール等で周知を行った。	A	国、県が発信する介護人材確保、離職防止・定着促進に関する情報を市内事業所に引き続き、周知していく。	介護保険課
16				○県の介護人材確保事業を市内で開催するなど新たな人材の就業を促進します。	県が委託する人材確保総合推進事業を活用し、事業所や市民に対して、チラシの配布等の周知を行った。	A	埼玉県の人材確保総合推進事業について、市民と事業所にチラシ等で引き続き周知していく。	介護保険課
17				○業務効率化を図るため、介護現場におけるＩＣＴの活用や生産性向上の先駆的な取組みなどの情報提供をします。	ケアプランデータ連携システム活用の促進のため、説明会を実施した。	A	ケアプランデータ連携システムに関する説明会を実施し、ICTの活用や生産性向上に取組む。	介護保険課